

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定 平成9年9月1日

最終改正 平成24年10月1日

静岡東海証券株式会社

1. 当社は募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは、売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」という。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ、適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社は予めお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様へ配分を行います。
なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況等を考慮の上、適切な配分に心がけております。

（1）新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は次の要領で行います。

- ① 抽選はブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後5時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の最低10%を当該抽選に付することといたします。

なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様からの抽選の申込数量の上限は、5単位、一のお客様への当選数量の上限は、5単位としております。

- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みに番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は原則として、当該申込みの効力がなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。

- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、予めご了承下さい。
- ⑤ 抽選は次に掲げるような場合には、その割合を引き下げる事又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、予めご了承下さい。

イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ. 個人顧客の配分の申込数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ. 抽選の申込数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合

ホ. その他合理的な理由がある場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

【例】

- ・ 弊社に過去1年以上前より口座開設していただき、お取引を年5回以上行っていたお客様を中心に新規公開株のリスクをご理解いただいた上で、配分を行うこととしております。
- ・ 弊社は新規公開株の申込み時に預り金若しくは預り資産が300万円以上あるお客様を優先して配分を行うこととしております。
- ・ 弊社は過去の投資経験が3年以上あり、さらに新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、過去1年間に5回以上のお取引を弊社で行っていただいたお客様を中心に配分を行います。そのため、新たに新規公開株の入手のための口座開設はお断りしておりますのでご了承ください。

② 短期売買の排除に関する基準

【例】

- ・ 弊社は新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をしていただけるお客様を重視しておりますので、新規公開株を入手した後、一定期間保有していただけるお客様を中心に配分を行います。つきましては、お申込み段階でお客様に保有に関する意思を確認させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 弊社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有してくださるお客様を中

心に配分を行います。そのため、過去、弊社で配分した後、直ちに売却を行っているお客様へは、長期安全的に保有していただけるお客様に比べて配分量が少なくなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

【例】

- ・ 弊社は新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。

なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

【例】

- ・ 年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき2回を上限としております。
- ・ 原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに6ヶ月間のインターバルを設けております。
- ・ 抽選によらない方法による配分につきましては原則として、お客様1人当たりの配分について、次のとおり上限を設けて配分いたします。

なお、この上限は上記(1)の抽選による配分の平均数量を勘案して変更されることがあります。その場合、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の10倍程度を目安に配分を行います。

5. 配分先はブックビルディングに需要申告をされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをされたお客様両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3(1)①を参照）

ただし、お客様から申告又は申込みされた数量が当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行

った結果、配分することがあります。

6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受付けます。(新規公開株の抽選による場合については、3(1)①を参照)
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6までに示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更理由と共に、7に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生ぜしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者一いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為を為す者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、さらに他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないこと等、その配分のあり方について社内規則に明記し、遵守に努める所存であります。
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様(個人を除きます。)の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが当社の使命であると考えております。